

No. 001
2023. 7. 10発行
発行責任者 鳥毛道夫
連絡先
上田市上田原1142-7
上小労連内 ☎26-2772

長野大学・田中教授の裁判を支援する会 ニュース

「地域と学生のために」
長野大学に
自由と民主主義を
私たちは、田中教授の裁判
がそのための力になることを
願っています。

共同代表あいさつ

田中教授の裁判を支え民主的で公正な長野大学を取戻そう

長野大学企業情報
学部にも勤務する田中
法博教授は、22年10
月26日に他の4名の
教員と共に長野大学
から減給の懲戒処分
を受けました。しか
し田中さんらは、長
野大学における不明
朗なお金の動きを解
明するために、大学
内で適切な手続きを
踏んで調査を求めた
だけです。田中さん
らへの懲戒処分は、
公立大学として当然
に行うべき調査を促
した者を逆に処分す
る、というまったく
不当なものです。

田中さんは、勇気
をもって大学を相手
に裁判を起こしまし
た。私たちは、地域
の公立大学が公正か
つ民主的に運営され
地域社会に貢献する
ことを願っています。

そこで私たちは、田中さ
んの裁判を支え勝利判決
を勝ち取るために、「長
野大学・田中教授の裁判
を支援する会」を結成し
ました。多くの団体・個
人に「支援する会」に参
加し、私たちと共に田中
教授の裁判を支援してい
ただくようお願いいたし
ます。

(田中裁判を支援する会
共同代表・中村和幸、長
野大学現役教員)

申裁を援う会について

この会は、申し合わせ
事項(別紙)に定めるよ
うに、田中教授の裁判勝
利を実現し、長野大学の
民主的運営の実現に貢献
することを目的とします。
そのため、会では、署名
拡大、資金援助、支援の
情報発信および世論喚起
など必要なあらゆる事業
を行い、裁判闘争を支援
します。裁判闘争を財政
面から支援するために、
会費は、団体10000円、
個人会費10000円とし、
年会費として10000円を
納入していただくように
します。

会の運営は、共同代表
と事務局により行います。
共同代表は長野大学現役
教員1名、中村和幸さん
(上小労連)、事務局は
鳥毛道夫さん、大村忠嗣
さん(以上ピースアクション
うえだ)、成瀬千秋さん
(上小労連)、渡邊薫
さん(上田市の教育を考
える会)が担ってくれる
こととなりました。また、
会の事務局は上小労連内
に置かせていただくこと
になりました。

支援する会の活動方針

「五人衆を裁き勝利しよう」

裁判所を動かし、大学と
設置者である上田市を動
かしていくための署名で
す。拡大にご協力をよろ
しく願います。

支援する会では、田中
裁判の公判ごとに報告集
会を開催します。原告や
弁護団からの報告を聞き、
裁判支援をどのように進
めるのか話し合います。
また、田中裁判を含む長
野大学のありかたについ
ては「地域と大学を考え
る会」が発足し、多くの
市民とともに地域の大学
のあり方について議論が
始まっています。支援す
る会も、これらの議論に
積極的に参加していきま
す。



不正義や腐敗を一掃したい

原告 田中法博

この度は私の裁判の支援
の会を立ち上げていただ
きまして、支援の会の事
務局の皆様やご賛同いた
だいている皆様には、心
よりお礼を申し上げます。
すでにご承知のとおり
公立大学法人長野大学で
発生している理事(副学
長)や幹部職員による不
正や不正疑惑の調査を
「私を含む複数の教員」
が学長に要望したところ、
不正を行った側ではなく、
逆に不正調査を要望した
我々が懲戒処分を受けま
した。22年10月26日に5
名もの教員が懲戒処分を
受けました。その中で、
私の懲戒処分は減給10
%3か月とされました。
この懲戒処分は、大学
の不正を追及したことへ
の報復を背景としている
ため、極めて不当なもの
です。しかも、懲戒処分
の内容は労働基準法や労
働契約法に違反するもの
です。

私は、この懲戒処分の
違法無効を求めて、22年
12月9日に公立大学法人
長野大学を相手として長
野地方裁判所に提訴いた
しました。

今回の裁判は、私個人
の問題でもありますが、
この裁判に関連した長野
大学で発生している問題
は、社会的に大きな問題
でもあると感じています。
長野大学では大学の私物
化が疑われるようなコン
プライアンス違反が行わ
れています。副学長や幹

この度は私の裁判の支援
の会を立ち上げていただ
きまして、支援の会の事
務局の皆様やご賛同いた
だいている皆様には、心
よりお礼を申し上げます。
すでにご承知のとおり
公立大学法人長野大学で
発生している理事(副学

部職員、さらには関連する学外者が、学内の教育設備を無断で目的外使用をしたり、不明朗なお金の流れがあったりと、次の世代を担う若者を教育する公的な機関として強く疑問を感じるようなことが数多く起こっています。

私は、この裁判で勝つことで、私自身の正当性を示すとともに、社会的な意義として長野大学の中で起こっている不正義や腐敗を一掃したいと考えています。

その結果、現在では、多くの市民の方から熱いご支援と共感の声をいただき、また、その声もさらに広がってきています。この絶大なご協力は、これまで長野大学の不正義に対して、少数の教職員で戦ってきた我々には大変心強いものとなっています。

今回、長野大学が「不正調査を求めた我々」を懲戒処分するという行動に出たので、この懲戒処分をきっかけとして、裁判を起し、長野大学の問題を社会に向けて明らかにする機会を得ることができました。

裁判の概要

(1) 22年12月9日、私は長野大学が出した懲戒処分が違法無効であることを主張して提訴しました。

(2) 懲戒理由のうち、すべての教員に共通する部分は、「副学長の不正調査を学長に強く求めた」という点です。

(3) この懲戒処分を受けて、私は22年12月9日に公立大学法人長野大学を相手に、この懲戒処分の違法無効を求めて提訴しました。この提訴は、社会的に話題になったことで、信濃毎日新聞やNHKをはじめとして全国的に報道されました。

(4) その結果、大学側は本件懲戒処分が違法(労働基準法違反)であることの一部認めました。

22年12月16日減給額の訂正、23年1月16日賞与に私を含む4名の教員の賞与分の減給額が撤回されました。

信濃毎日新聞(23年1月17日)の報道によれば、撤回された4名の教員の減給額の合計は94万7千円余でした。

(5) 裁判は、7月10日に4回目の期日となりました。各期日は以下のとおりとなります。

- 第1回 1月30日
- 第2回 4月14日
- 第3回 5月22日
- 第4回 7月10日

(6) 私の裁判での具体的な争点は大きく3つあります。

① 副学長(理事)が目的外使用していたことが疑われた教育研究費(ゼミ費など)について

【大学側の主張】

次年度の予算要望時に「原告が予算執行に学長の許可を必要とするように要望したこと」で副学長は教育研究費が使えなくなった。

【私の主張】

そもそも副学長は教育研究費の申請手続きを適切に行っていないからで、本来、使用することはできなかった。

② 学部の教育用サーバを停止したことについて

【大学側の主張】

学部の教育用サーバを停止して、アクセスできなくなったことは問題である。

【私の主張】

サーバ停止は合理的理由があり、適正な手続きのもとで行った。不正調査の過程で、上田市や本学の要職者が、未成年の学生と飲酒をしていることが疑われる写真、女子学生との身体的密着度合いが非常に大きい写真等、教育上不適切と思われる多数の写真が公開状態で保存してあることが、教育用サーバ上で発見された。この「不適切な写真が拡散するのを防ぐため」にサーバを緊急停止した。

③ 副学長の研究不正を調査するように学長に強く働きかけたこと

【大学側の主張】

副学長の研究不正を調査するように学長に強く働きかけた。その結果、危機管理委員会が開催され、「副学長らが目的外使用していた共同利用室」に、学長名で使用停止指示が出された。

【私の主張】

適切な理由で危機管理委員会が開催された。

【私の主張】

・そもそも危機管理委員会の委員長は学長であり、招集権者は学長である。仮に危機管理委員会の手続きに問題があったとしても、原告の責任が追及される理由がない。

田中先生って知っていますか

原告の田中先生について知らない方もいらっしゃると思いますので、長野大学のホームページから紹介します。

キーワード

企業情報学部
企業情報学科 教授

【主な担当科目】
・ソフトウェア開発論
・応用プログラミング
・コンピュータビジョン

研究テーマ

3次元光反射モデルに基づいた物体のCG再現(映像化)

【学位】
博士(工学)

【学歴・職歴】

・大阪電気通信大学大学院情報工学専攻博士課程後期課程修了
・大阪電気通信大学博士研究員

